

広島県告示第四百四十二号

平成二十八年広島県告示第五百七十三号（平成二十九年度及び平成三十年年度において県が発注する測量、建設コンサルタント等業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請手続等）の追加申請期間等について、次のとおり定めた。

平成二十九年三月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 追加申請期間

1 窓口における申請

別表上欄のとおり。

2 電子申請

別表各項上欄の期間内に電磁的記録を県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させ、かつ、持参又は郵送等により別に提出すべき添付書類を同表各項下欄の日までに広島県土木建築局建設産業課（広島市中区基町一〇番五二号）に到達させなければならぬ（それぞれの期限までに記録又は到達しない場合は、申請全体を無効とする。）。

別表

追加申請期間	電子申請において別に提出すべき添付書類の到達期限
平成二十九年五月八日（月）から 平成二十九年五月十二日（金）まで	平成二十九年五月十九日（金）
平成二十九年七月三日（月）から 平成二十九年七月七日（金）まで	平成二十九年七月一四日（金）
平成二十九年一〇月二日（月）から 平成二十九年一〇月六日（金）まで	平成二十九年一〇月一三日（金）
平成三〇年二月五日（月）から 平成三〇年二月九日（金）まで	平成三〇年二月一六日（金）
平成三〇年五月七日（月）から 平成三〇年五月十一日（金）まで	平成三〇年五月一八日（金）
平成三〇年九月三日（月）から 平成三〇年九月七日（金）まで	平成三〇年九月一四日（金）